

第3章 良好な景観形成のための行為の基準

1 良好な景観形成のための行為の基準の考え方

これまで、一定規模以上の建築物の建築や工作物の新設などの行為に関する届出や景観上の誘導などの景観行政に関する事務は群馬県が担っていましたが、本市が景観行政団体へ移行したことに伴い、市内での行為については、本市がこれらの景観行政に関する事務を担っていくことになりました。

そこで、良好な景観を形成するために、届出制度を設けて景観形成基準(行為の基準)を定めま

す。景観への影響が大きい一定規模以上の行為(届出対象行為)については、その形態・色彩などによっては景観を害するおそれがあるため、事前に市への届出が必要となります。

なお、届出の対象となる行為については、原則的には群馬県の制度を引き継ぐこととし、新たに市独自のものとして「太陽光発電施設、風力発電施設の類」を追加します。

市は、当該行為が建築物・工作物の形態・色彩などの景観上の基準(景観形成基準)への適合を確認・審査します。

なお、市内には自然の美しさを保つことを目的に3か所の風致地区[※]を指定して風致地区内における行為の許可基準を定めています。風致地区内における行為については、本計画の行為の基準と異なるため、別に「みどり市風致地区内における建築等の規制に関する条例」に基づく申請手続が必要となります。

※ 参考資料(64ページ)参照

2 届出対象行為

(1) 行為の実施にあたっての主な流れ

景観計画区域内(本市全域)で一定規模以上の建築物の建築などを行う際は、景観法及びみどり市景観条例に基づき、下記の流れで景観形成基準への適合を確認します。

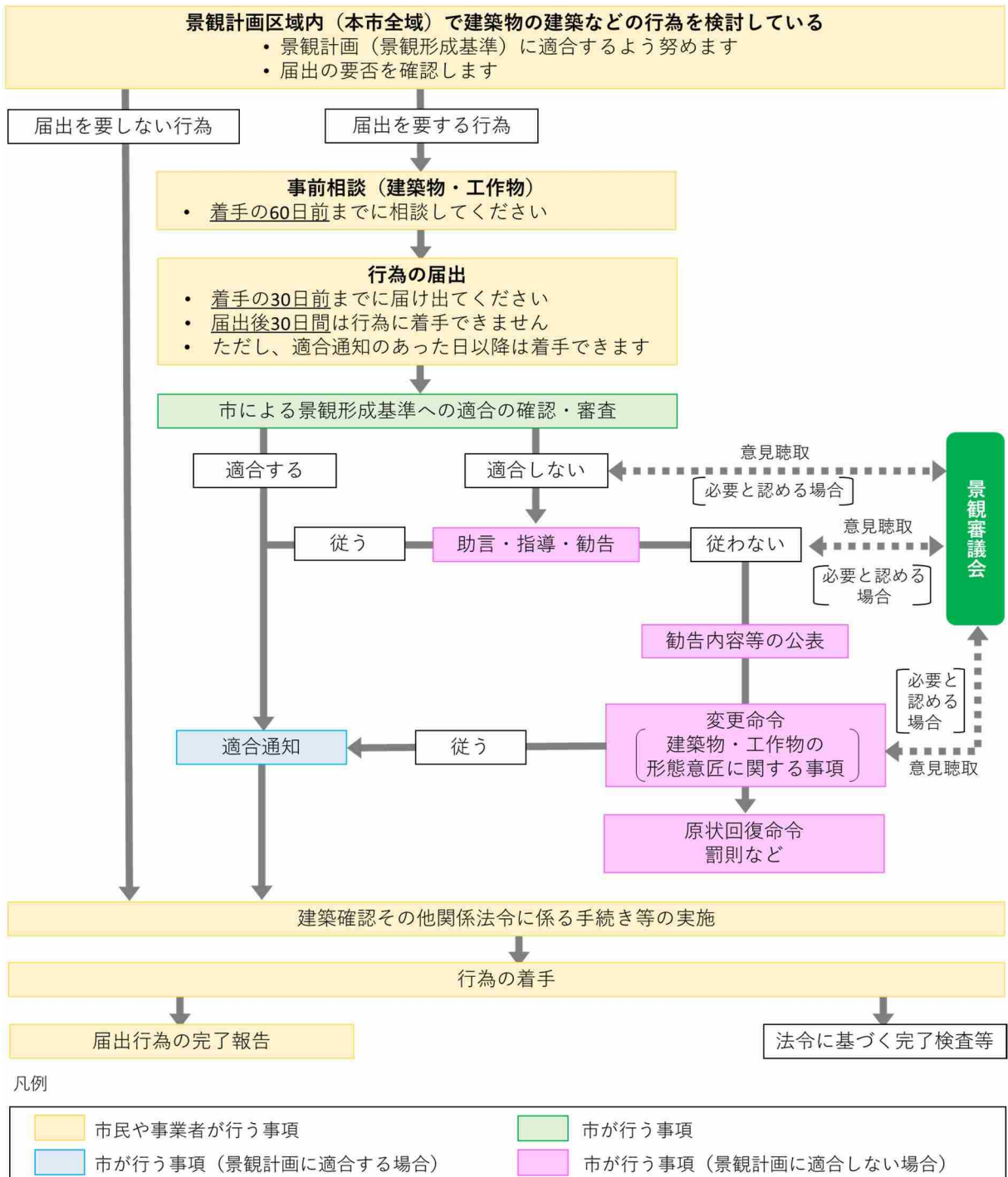


図 3-1 行為の実施にあたっての流れ

(2) 届出の対象となる行為

次に掲げるものを届出対象行為とします。

表 3-1 届出の対象規模(建築物)

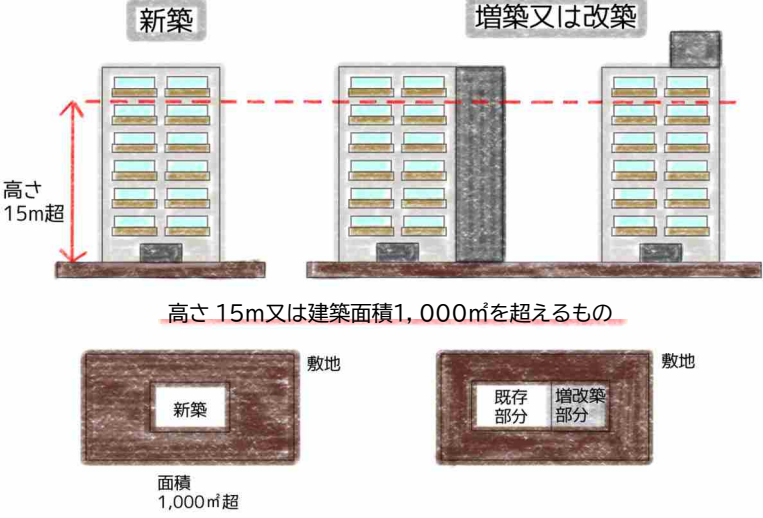
行為	届出の対象規模
建築物の新築、改築、増築、移転、外観の模様替え、色彩の変更 (改築、増築の場合は、行為後の規模とする。)	<p>高さ 15m 又は 建築面積 1,000 m² を超えるもの</p>  <p>高さ 15m 又は 建築面積 1,000 m² を超えるもの</p> <p>〔適用除外〕 次のいずれかに該当するものは届出対象から除外します。 (1) 改築、増築に係る部分の床面積の合計が 10 m² 以下のもの (2) 工事に必要な仮設のもの (3) 外観の模様替え又は色彩の変更で、行為に係る部分の面積が 10 m² 以下のもの (4) 改築で外観の変更を伴わないもの</p>

表 3-2 届出の対象規模(工作物)

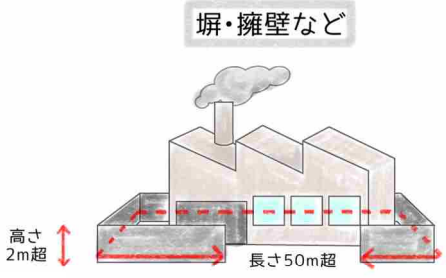
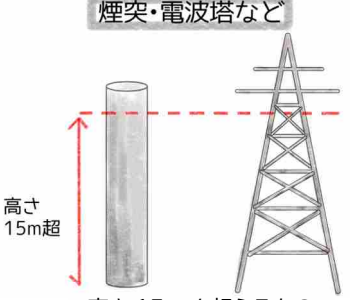
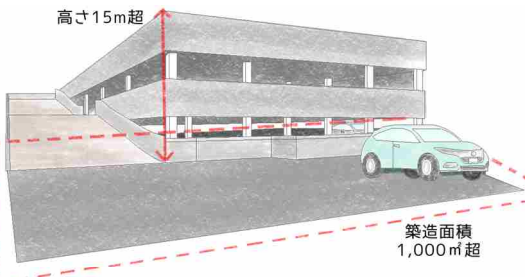
行為	届出の対象規模	
工作物の新設、改築、増築、移転、外観の模様替え、色彩の変更 (改築、増築の場合は、行為後の規模とする。)	①柵、塀、擁壁の類	高さ 2m かつ長さ 50m を超えるもの  高さ 2m かつ長さ 50m を超えるもの
	②電波塔、物見塔、装飾塔の類 ③煙突、排気塔の類 ④高架水槽、冷却塔の類 ⑤鉄筋コンクリート造柱、金属製柱の類 ⑥彫像、記念碑の類 ⑦電線路又は空中線系 (その支持物を含む)	高さ 15m を超えるもの (建築物と一体になって設置される場合は、建築物の高さとの合計高さとする。)  高さ 15m を超えるもの
	⑧観覧車等の遊技施設の類 ⑨アスファルトプラント等の製造設備 ⑩自動車車庫の用に供する立体的施設 ⑪石油等の貯蔵・処理施設 ⑫污水处理施設等の類 ⑬太陽光発電施設、風力発電施設の類	高さ 15m 又は築造面積 1,000 m ² を超えるもの (建築物と一体になって設置される場合は、建築物の高さとの合計高さとする。)  高さ 15m 又は築造面積 1,000 m ² を超えるもの
[適用除外] 次のいずれかに該当するものは届出対象から除外します。 (1) 建築物と一体となって設置されるものの新設で、高さ 1.5m 以下のもの (⑧～⑬にあつては、新設に係る部分の築造面積が 10 m ² を超えるものを除く。) (2) 改築又は増築で、高さが改築又は増築前の高さ以下のもの (⑧～⑬にあつては、改築又は増築に伴い増加する部分の築造面積が 10 m ² を超えるものを除く。) (3) ⑬にあつては、みどり市再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例の規定による許可を受けて行うもの (4) 工事に必要な仮設のもの (5) 改築で、外観の変更を伴わないもの		

表 3-3 届出の対象規模(開発行為、土地の形質の変更)

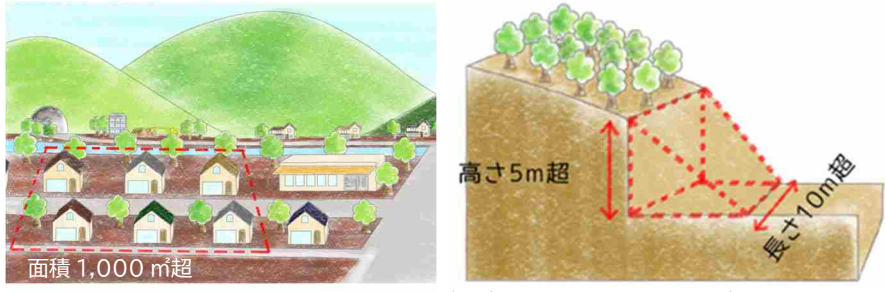
行為	届出の対象規模
<p>開発行為、土地の形質の変更(土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更)</p>	<p>面積が 1,000 m²を超えるもの又は法面若しくは擁壁の規模が高さ 5m かつ長さ 10m を超えるもの</p>  <p>面積が 1,000 m²又は法面・擁壁の高さ 5m かつ長さ 10m を超えるもの</p> <p>[適用除外] 農林漁業を営むために行う土地の区画形質の変更 (宅地の造成、土地の開墾、水面の埋め立て又は干拓を除く。)</p>

表 3-4 届出の対象規模(物件の堆積)

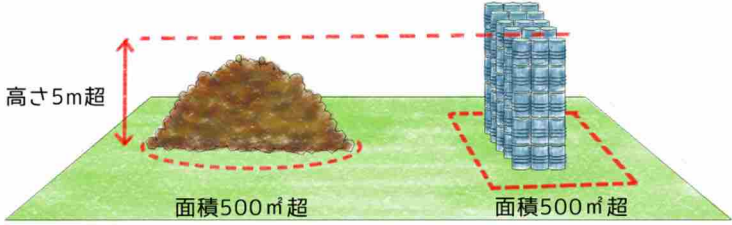
行為	届出の対象規模
<p>屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積</p>	<p>高さ 5m 又は面積 500 m²を超えるもの</p>  <p>高さ 5m 又は面積 500 m²を超えるもの</p> <p>[適用除外] 堆積の期間が 90 日を超えないもの</p>

表 3-5 適用除外

適用除外
<p>[適用除外] 次のいずれかに該当するものは届出対象から除外します。 (1) 見通すことができない場所における行為 (2) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行としての行為 (3) 災害のため必要な応急措置としての行為</p>

3 景観形成基準

(1) 景観形成基準の考え方

景観形成基準は、市民の活動の基盤となる生活の景、本市の景観の骨格を形成する袈裟丸山や要害山を含むみどりの景についての「一般基準」と、本市の景観をより特徴づける渡良瀬川や草木湖を含むうるおいの景、岩宿遺跡や旧大間々銀行(大間々博物館)を含む歴史の景についての「特別基準」を設けます。なお、にぎわいの景については、イベントや祭事などにより創出される情景など(無形)であり、届出対象行為に該当しないことから景観形成基準は設けません。

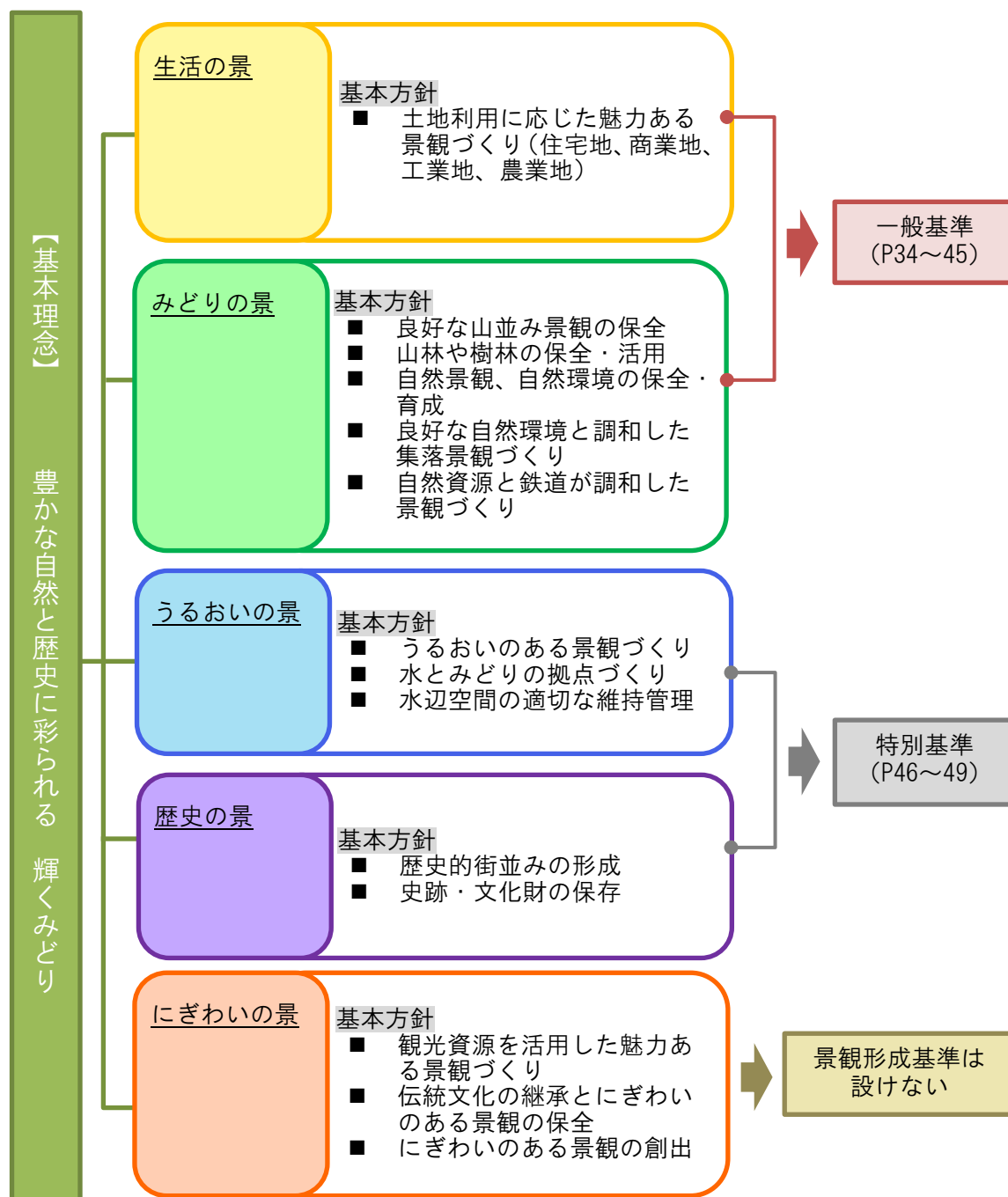


図 3-2 景観形成基準の考え方

【景観形成基準】

- 行為の場所により、生活の景とみどりの景のいずれかの「一般基準」に適合させます。
- かつ、その場所がうるおいの景や歴史の景の景観資源に隣接する場合は、いずれか又は両方の「特別基準」にも適合させます。

【一般基準】生活の景、みどりの景

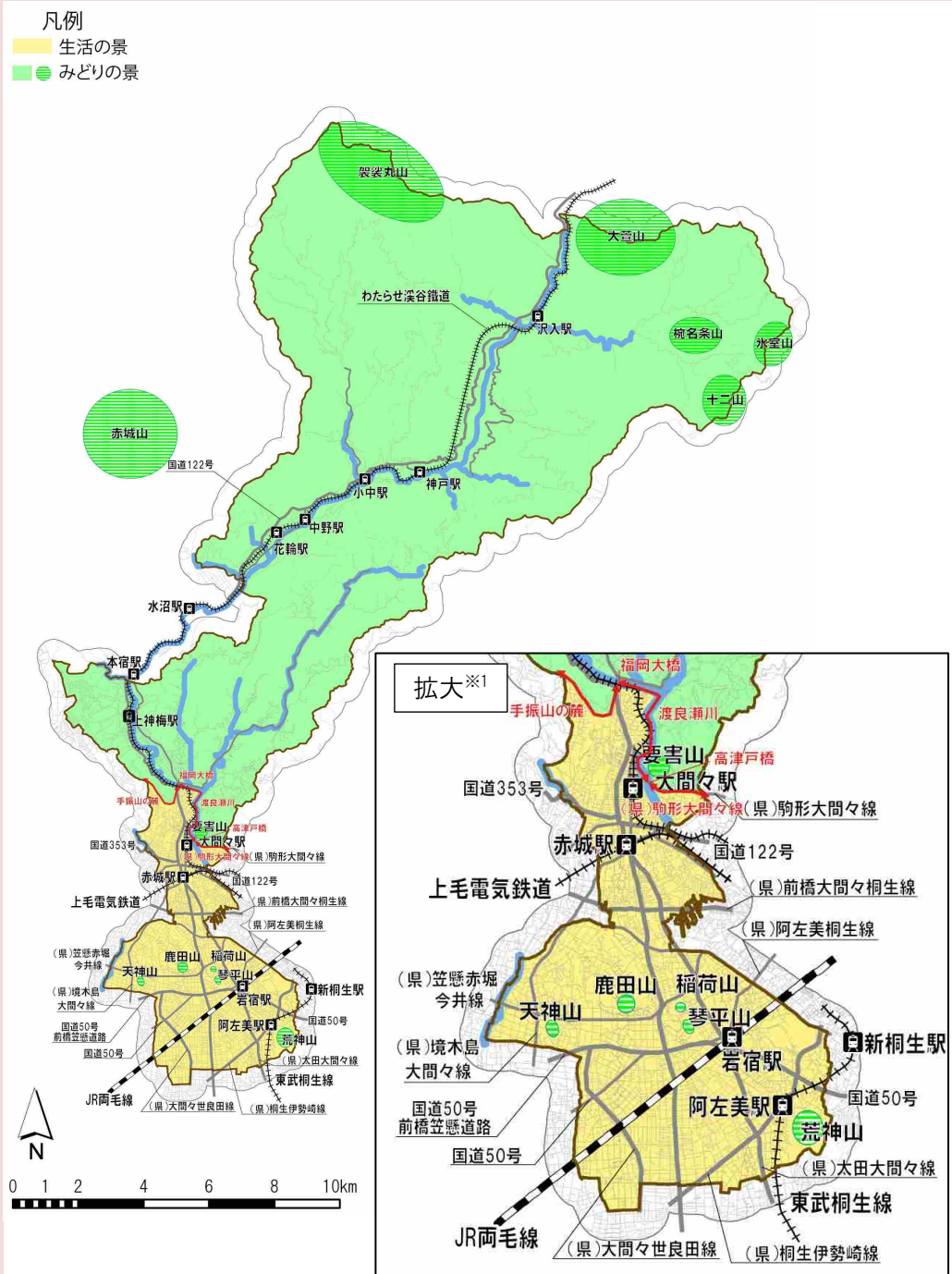


図 3-3 景観形成基準

【特別基準】うるおいの景、歴史の景



(対象区域)

※この図は、図1-4(7ページ)を【一般基準】生活の景、みどりの景と【特別基準】うるおいの景、歴史の景に分けて表示したものです。

(2) 一般基準

1) 生活の景

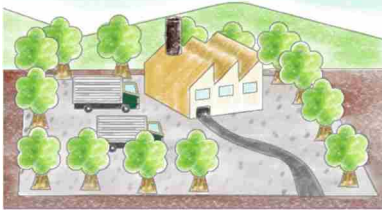

① 建築物・工作物の新築(設)、改築、増築、移転、外観の模様替え、色彩の変更

生活の景に該当する地域において、建築物・工作物の新築(設)、改築、増築、移転、外観の模様替え、色彩の変更を行う場合は、以下に配慮すること。

表 3-6 生活の景の一般基準(建築物・工作物)

項目	景観形成基準
位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> ● 山りょうの近傍にあつては、りょう線を乱さないようにし、尾根からできる限り低い配置とすること。 ● 道路等に接する敷地境界線からは、後退した位置とし、オープンスペースの創出に努めること。 ● 樹姿又は樹勢が優れた樹木、水辺等が敷地内にある場合には、一体的な整備等を行い、修景に生かせるように努めること。 ● 山並みや水辺など遠方に広がる自然の眺望を妨げない位置・配置とすること。 ● 周辺の街並みや山並み・水辺・田畑などとの調和を意識して配置すること。 ● 建物が連続している場所では、連続性が確保されるよう配慮すること。 
高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> ● 周囲の街並み及び周辺の景観と調和した高さ及び規模とするよう努めること。
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ● 周囲の建築物等、背景のスカイライン等の周辺景観との調和及び地域の特性に配慮し、全体的に違和感のない形態とすること。 ● 全体としてまとまりのある意匠とすること。 ● 歴史的建造物等が多い地域にあつては、周囲の歴史的景観との調和に配慮した意匠とすること。 ● 外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないなど、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮した意匠とするとともに、可能な限り道路等から見えない位置に設置すること。 ● 屋外階段、ベランダ等建築物本体と一体をなすものを設ける場合は、建築物本体との調和に配慮し、繁雑にならないようにすること。 ● 道路、河川、公園若しくは鉄道に面し、又は道路、河川、公園若しくは鉄道から見える壁面等は、公共性の高い部分として、その意匠に配慮すること。 ● 閃光を発するものや点滅するような過度に明るい照明は使用しないこと。  
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ● 不快感を与える色彩又は品位なく際立って派手な色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観や遠景の自然との調和に配慮した色調とすること。 ● 屋上工作物は、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮した色彩とすること。 ● 推奨色については、別表 1(P43)を確認すること。 

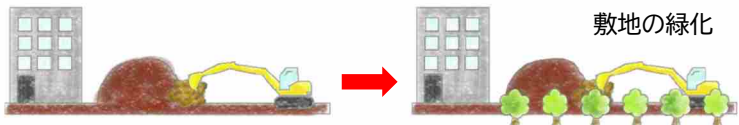
表 3-7 生活の景の一般基準(建築物・工作物)

項目	景観形成基準
素材	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺景観との調和に配慮した素材を使用すること。 ● 汚損や色あせのしにくいものを使用すること。困難な場合は汚損や色あせにより周辺景観を乱さないよう、経年管理が容易に行えるよう設計段階から配慮すること。 ● 光沢のある素材や反射素材を避け、自然素材を使用するなど、周辺の景観と調和した素材の使用に努めること。
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ● 敷地内においては、植樹及び植栽の配置を考慮し、適宜低木や高木を植栽するなど、積極的な緑化に努めること。 ● 必要に応じ建築物等の周囲を緑化し、圧迫感を軽減すること。 ● 敷地の境界を囲う場合には、周辺植生との調和に配慮した生け垣とするなど、積極的な緑化に努めること。 <div style="text-align: right;">  <p>敷地の緑化</p> </div>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 電波塔や鉄塔については、次の事項に配慮すること。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 設置位置や高さについて、眺望景観を阻害しないよう配慮すること。 ○ 高さや規模は最小限に留め、出来る限り小さく、低く、細くすること。 ○ 色彩は、法令等の制限による場合を除き、原則として背景となる空に溶け込む灰色系などの色とすること。山林などに設置する場合には茶系などの色とするよう配慮すること。 ● 太陽光発電施設等については、次の事項に配慮すること。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 高さ、形状、色彩について、周囲と調和させるよう努めること。 ○ 太陽光発電施設等の事業区域と隣接する土地との間に十分な緩衝帯を設けること。 ○ 公共の空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努めること。 ○ 配置の工夫、植栽やルーバー等による目隠し、修景などにより目立たないようにすること。 <div style="text-align: right;">  <p>十分な緩衝帯、目隠し</p> </div>

② 開発行為、土地の形質の変更（土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更）

生活の景に該当する地域において、開発行為、土地の形質の変更を行う場合は、以下に配慮すること。


表 3-8 生活の景の一般基準(開発行為、土地の形質の変更)

景観形成基準
<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物、工作物の基準に準じること。 ● 既存の地形の改変は最小限に留めるよう努めること。 ● 大規模な法面及び擁壁を生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、積極的な緑化に努めること。 ● 擁壁は、周辺景観との調和に配慮し、前面の緑化や遮へい樹林等による影響の軽減を行うこと。 ● 敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等を保全し、従前の近接性を保つとともに、積極的に活用すること。 ● 周辺の道路等からの遮へいに配慮した敷地周囲の緑化に努めること。 ● 掘採又は採取後の法面等は、周辺景観との調和に配慮し、積極的な緑化に努めること。


③ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

生活の景に該当する地域において、屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積を行う場合は、以下に配慮すること。

表 3-9 生活の景の一般基準(物件の堆積)

景観形成基準
<ul style="list-style-type: none"> ● 物品を積み上げる場合には、高さをおさえ、周囲に圧迫感を与えないようにするとともに、道路等から見えにくいようにすること。 ● 道路等に接する敷地境界からは、できるだけ離れた位置から集積又は貯蔵を始めること。また、周辺の道路等からの遮へいに配慮した敷地内及び敷地周囲の緑化に努めること。 ● 塀及び囲いなどを設ける場合は、その色彩を建築物の色彩基準に適合させるとともに、周辺の建築物などと調和させること。
<p>囲いの色彩を周辺と調和させる 高さを抑える</p> 

2) みどりの景

① 建築物・工作物の新築（設）、改築、増築、移転、外観の模様替え、色彩の変更

みどりの景に該当する地域において、建築物・工作物の新築（設）、改築、増築、移転、外観の模様替え、色彩の変更を行う場合は、以下に配慮すること。

表 3-10 みどりの景の一般基準(建築物・工作物)


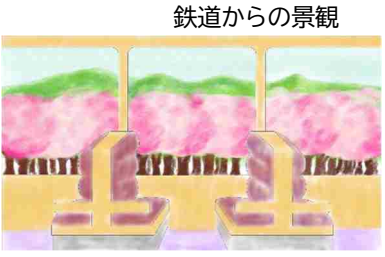
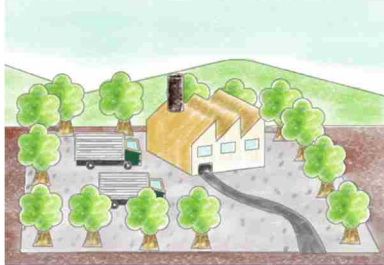
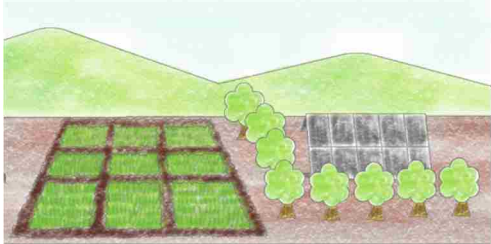
項目	景観形成基準
位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> ● 山りょうの近傍にあつては、りょう線を乱さないようにし、尾根からできる限り低い位置とすること。 ● 道路等に接する敷地境界線からは、後退した位置とし、オープンスペースの創出に努めること。 ● 樹姿又は樹勢が優れた樹木、水辺等が敷地内にある場合には、一体的な整備等を行い、修景に生かせるように努めること。 ● 山並みや水辺など遠方に広がる自然の眺望を妨げない位置・配置とすること。 ● 周辺集落や山並み・水辺・田畑などとの調和を意識して配置とすること。 
高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺の樹木や山並みと調和した高さ及び規模とするよう努めること。 ● 見晴らしや屋敷林、周辺樹木などの良好な自然景観を阻害しないよう、高さに配慮すること。
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ● 全体としてまとまりのある意匠とすること。 ● 位置・配置と併せ、眺望景観を阻害しない形態・意匠とすること。 ● 周辺の自然景観と調和した穏やかな形態・意匠を基本とし、周辺の山並み等から突出したものとならないようにすること。 ● 歴史的建造物等が多い地域にあつては、周囲の歴史的景観との調和に配慮した意匠とすること。 ● 外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないなど、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮した意匠とするとともに、可能な限り道路等から見えない位置に設置すること。 ● 屋外階段、ベランダ等建築物本体と一体をなすものを設ける場合は、建築物本体との調和に配慮し、繁雑にならないようにすること。 ● 道路、河川、公園若しくは鉄道に面し、又は道路、河川、公園若しくは鉄道から見える壁面等は、公共性の高い部分として、その意匠に配慮すること。 ● 閃光を発するものや点滅するような過度に明るい照明は使用しないこと。 
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ● 不快感を与える色彩又は品位なく際立って派手な色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観や遠景の自然との調和に配慮した色調とすること。 ● わたらせ溪谷鐵道に面する敷地においては、自然景観の季節の移り変わりを考慮し、木材や石材などの自然素材色を基調とするなど、配慮すること。 ● 屋上工作物は、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮した色彩とすること。 ● 推奨色については、別表 1(P43)を確認すること。

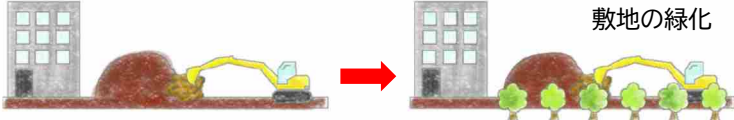
表 3-11 みどりの景の一般基準(建築物・工作物)

項目	景観形成基準
素材	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺景観との調和に配慮した素材を使用すること。 ● 汚損や色あせのしにくいものを使用すること。困難な場合は汚損や色あせにより周辺景観を乱さないよう、経年管理が容易に行えるよう設計段階から配慮すること。 ● 光沢のある素材や反射素材を避け、自然素材を使用するなど、周辺の自然景観と調和した素材の使用に努めること。
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ● 敷地内においては、植樹及び植栽の配置を考慮し、適宜低木や高木を植栽するなど、積極的な緑化に努めること。 ● 必要に応じ建築物等の周囲を緑化し、圧迫感を軽減すること。 ● 敷地の境界を囲う場合には、周辺植生との調和に配慮した生け垣とするなど、積極的な緑化に努めること。 <div data-bbox="1046 488 1430 752" style="text-align: right;">  <p>敷地の緑化</p> </div>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 電波塔や鉄塔については、次の事項に配慮すること。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 設置位置や高さについて、眺望景観を阻害しないよう配慮すること。 ○ 高さや規模は最小限に留め、出来る限り小さく、低く、細くすること。 ○ 色彩は、法令等の制限による場合を除き、原則として背景となる空に溶け込む灰色系などの色とすること。山林などに設置する場合には茶系などの色とすること。 ● 太陽光発電施設等については、次の事項に配慮すること。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 高さ、形状、色彩について、周囲と調和させるよう努めること。 ○ 太陽光発電施設等の事業区域と隣接する土地との間に十分な緩衝帯を設けること。 ○ 公共の空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努めること。 ○ 配置の工夫、植栽やルーバー等による目隠し、修景などにより目立たないようにすること。 <div data-bbox="938 1093 1430 1335" style="text-align: right;">  <p>十分な緩衝帯、目隠し</p> </div>

② 開発行為、土地の形質の変更（土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更）

みどりの景に該当する地域において、開発行為、土地の形質の変更を行う場合は、以下に配慮すること。

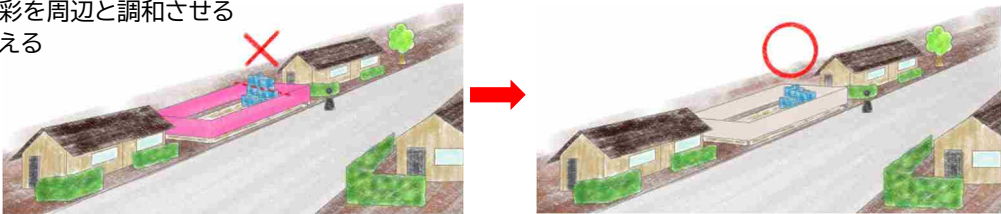
表 3-12 みどりの景の一般基準(開発行為、土地の形質の変更)

景観形成基準
<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物、工作物の基準に準じること。 ● 既存の地形の改変は最小限に留めるよう努めること。 ● 大規模な法面及び擁壁を生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、積極的な緑化に努めること。 ● 擁壁は、周辺景観との調和に配慮し、前面の緑化や遮へい樹林等による影響の軽減を行うこと。 ● 敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等を保全し、従前の近接性を保つとともに、積極的に活用すること。 ● 周辺の道路等からの遮へいに配慮した敷地周囲の緑化に努めること。 ● 掘採又は採取後の法面等は、周辺景観との調和に配慮し、積極的な緑化に努めること。


③ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

みどりの景に該当する地域において、屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積を行う場合は、以下に配慮すること。

表 3-13 みどりの景の一般基準(物件の堆積)

景観形成基準
<ul style="list-style-type: none"> ● 物品を積み上げる場合には、高さをおさえ、周囲に圧迫感を与えないようにするとともに、道路等から見えにくいようにすること。 ● 道路等に接する敷地境界からは、できるだけ離れた位置から集積又は貯蔵を始めること。また、周辺の道路等からの遮へいに配慮した敷地内及び敷地周囲の緑化に努めること。 ● 塀及び囲いなどを設ける場合は、その色彩を建築物の色彩基準に適合させるとともに、周辺景観などと調和させること。
<p>囲いの色彩を周辺と調和させる 高さを抑える</p> 

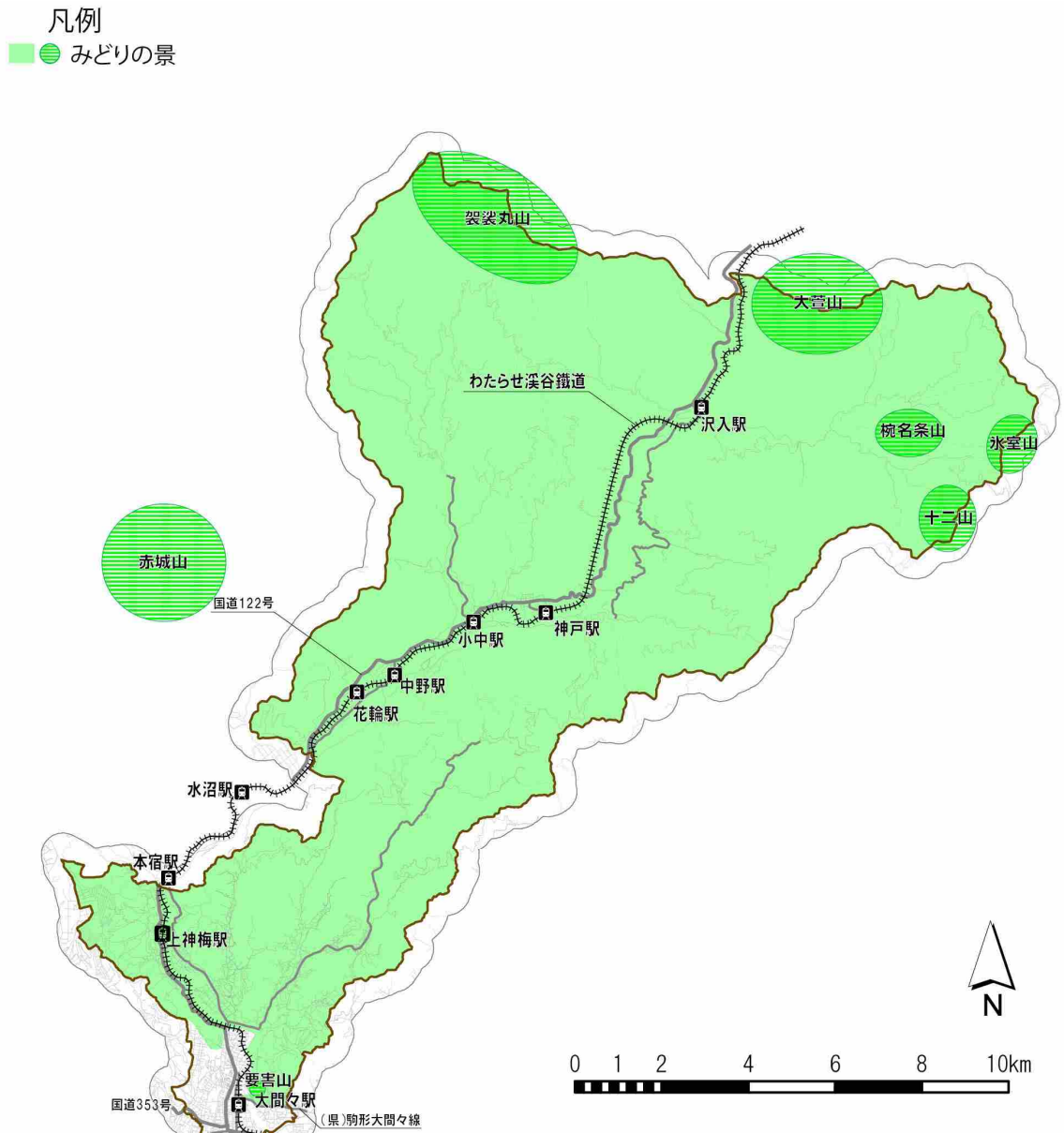


図 3-5 みどりの景の一般基準を適用する区域<北側>(図 1-4 からの抜粋)



図 3-6 みどりの景の一般基準を適用する区域<南側>(図 1-4 からの抜粋)

別表1

別表1 推奨色

	色相	彩度	明度	
壁面	R(赤)	5以下	7以下	特に推奨
	YR(黄赤)	4以下	7以下	
	Y(黄)	3以下	8以下	
	GY(黄緑)	2以下	8以下	
	G(緑)	3以下	8以下	
	BG(青緑)	3以下	9以下	
	B(青)	2以下	8以下	
	PB(青紫)	3以下	7以下	
	P(紫)	2以下	8以下	
	RP(赤紫)	4以下	8以下	
	N(無彩色)	—	全範囲	
屋根	R(赤)	5以下	5以下	特に推奨
	YR(黄赤)	4以下	5以下	
	Y(黄)	2以下	5以下	
	GY(黄緑)	2以下	4以下	
	G(緑)	2以下	5以下	
	BG(青緑)	2以下	3以下	
	B(青)	4以下	5以下	
	PB(青紫)	3以下	5以下	
	P(紫)～RP(赤紫)	3以下	4以下	
	N(無彩色)	—	全範囲	

日本産業規格 Z8721 マンセル表色系による※

- このうち、暖色系色相(R・YR・Y)の使用を特に推奨します。
- 木材・天然の石材・漆喰・土・レンガ(土を焼成)など、自然本来の着色されていない色を持つ素材は、これに限りません。
- 企業が定めたコーポレートカラー等については、これに限りません。

※ 参考資料 (69 ページ) 参照

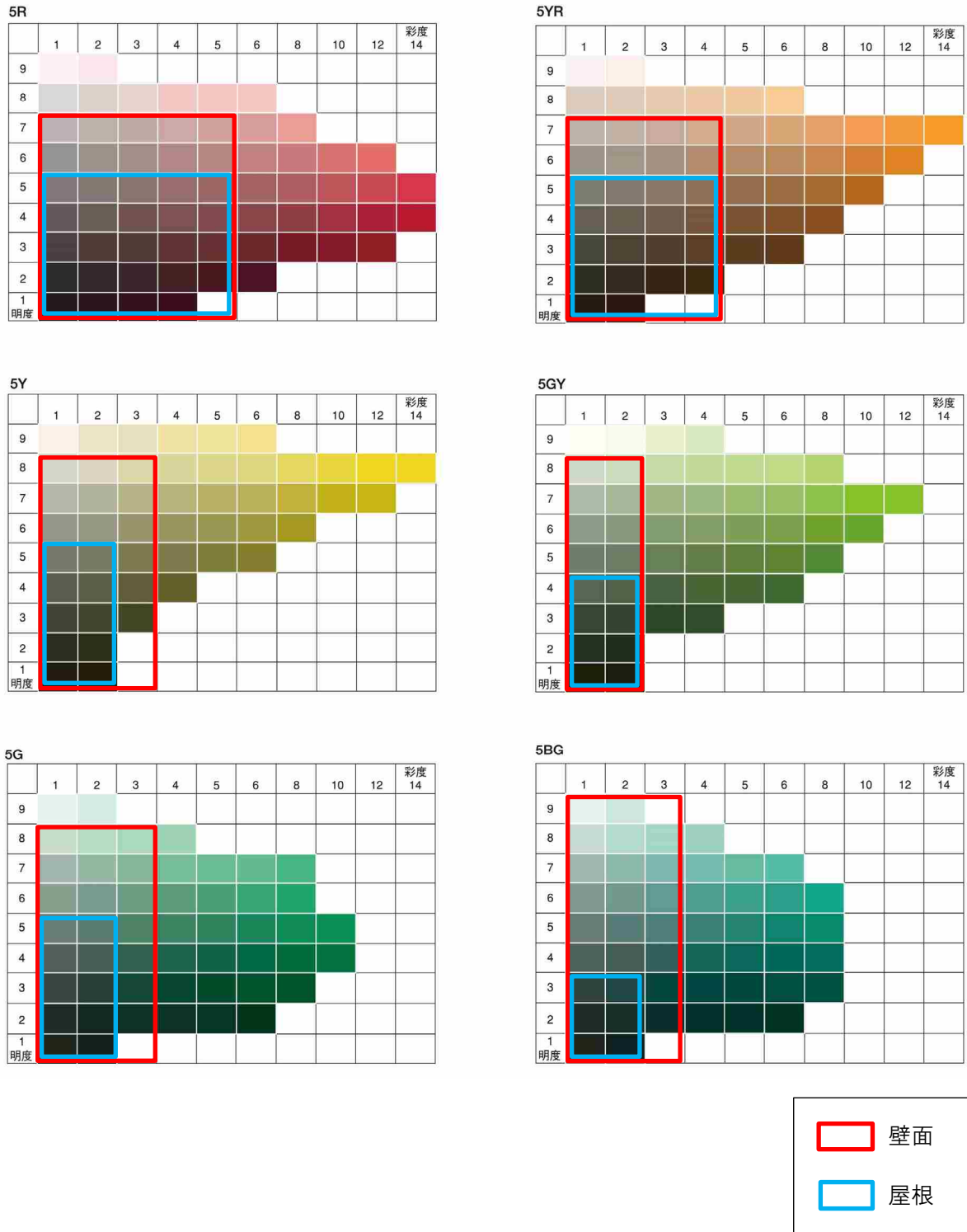


図 3-7 推奨色(5R~5BG)

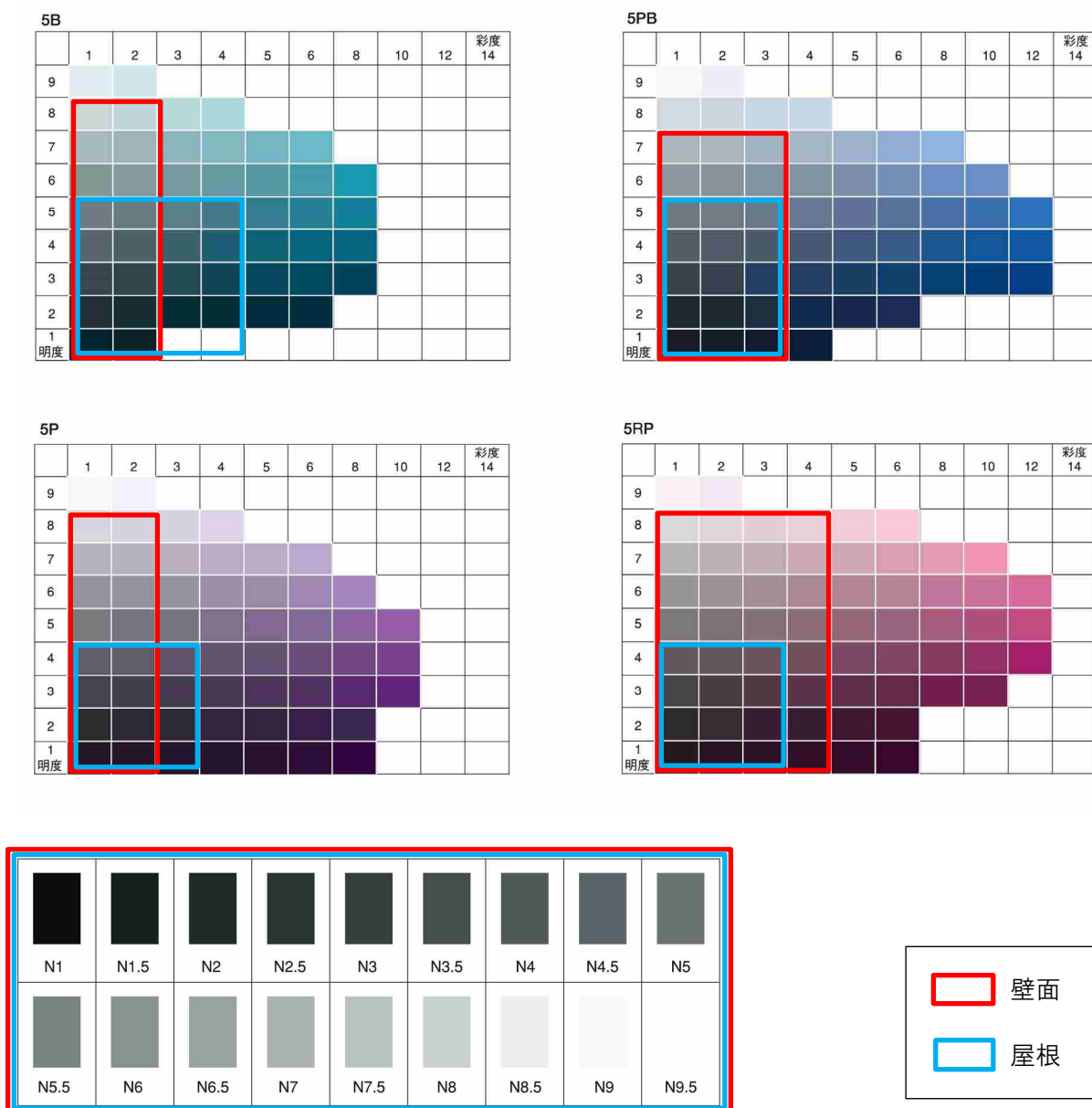


図 3-8 推奨色(5B~5RP、N 無彩色)

(3) 特別基準

1) うるおいの景

水辺空間に面する敷地においては、以下に配慮すること。

表 3-14 うるおいの景の特別基準

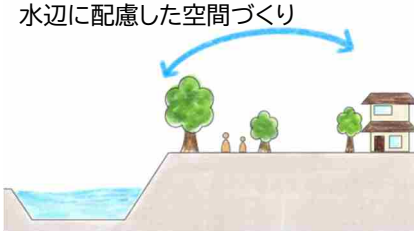
うるおいの景	
<ul style="list-style-type: none"> ● 水辺に面する部分にオープンスペースを設けたり、緑化したりするなど、水辺に配慮した魅力的な空間づくりを行うよう努めること。 ● 河川や湖沼など、水辺に面する敷地においては、自然景観の季節の移り変わりを考慮し、木材や石材などの自然素材色と共通する色調を基調とするなど、配慮すること。 	<p>水辺に配慮した空間づくり</p> 



図 3-9 うるおいの景(図 1-4 からの抜粋)

※ 参考資料 (59 ページ) 参照

2) 歴史の景

歴史的な景観資源に面する敷地、又は歴史的な景観資源が多く存在する地域においては、以下に配慮すること。

表 3-15 歴史の景の特別基準

歴史の景	
<ul style="list-style-type: none"> ● 歴史的景観の保全に配慮した配置とすること。 ● 歴史的景観を阻害しないよう、周辺と調和した高さとする。 ● 歴史的景観を阻害しないよう、建物の形態や、意匠、色彩に配慮すること。 	

凡例

- 歴史の景

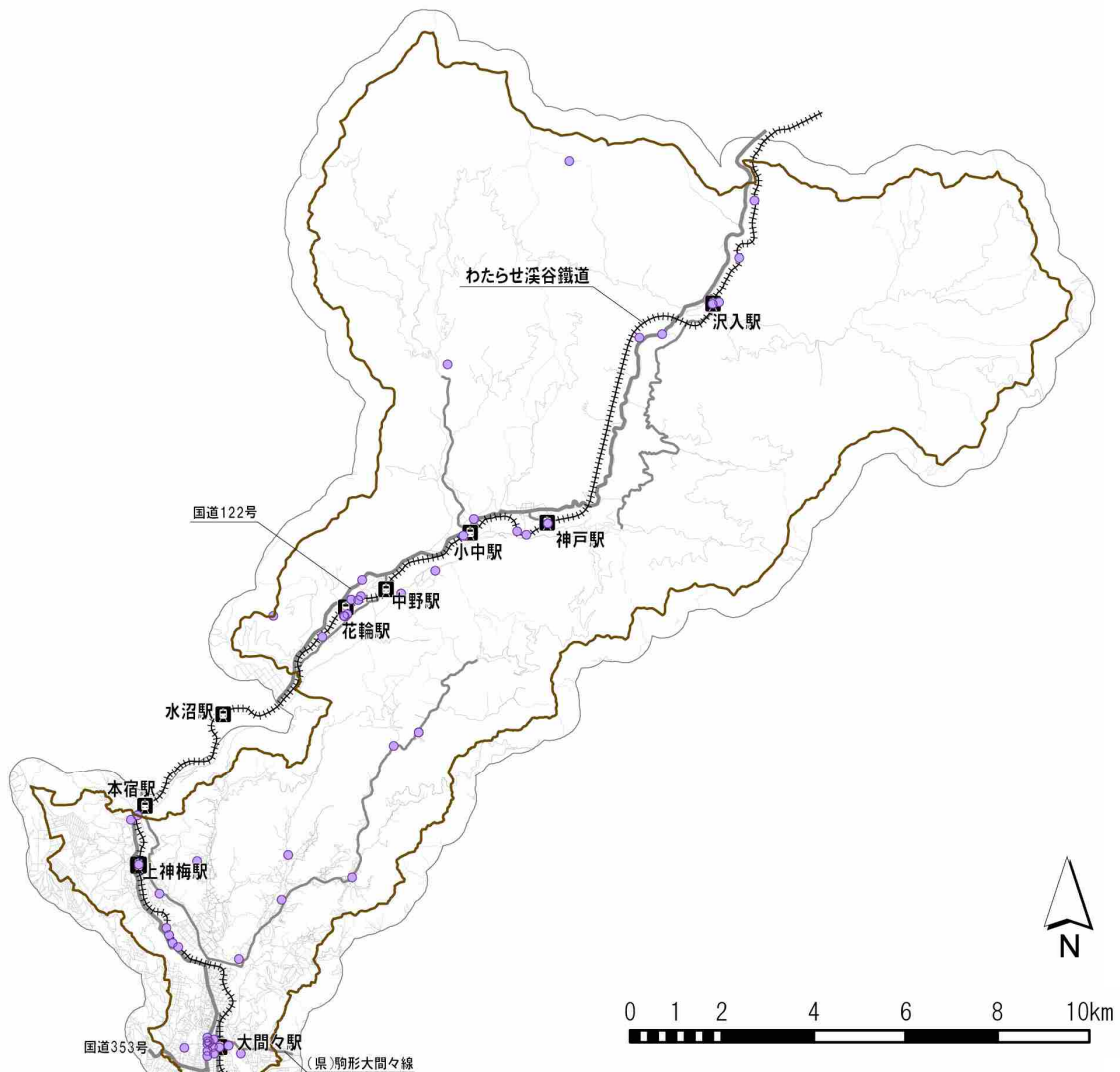


図 3-10 歴史の景<北側>(図 1-4 からの抜粋)

※ 参考資料 (60 ページ) 参照

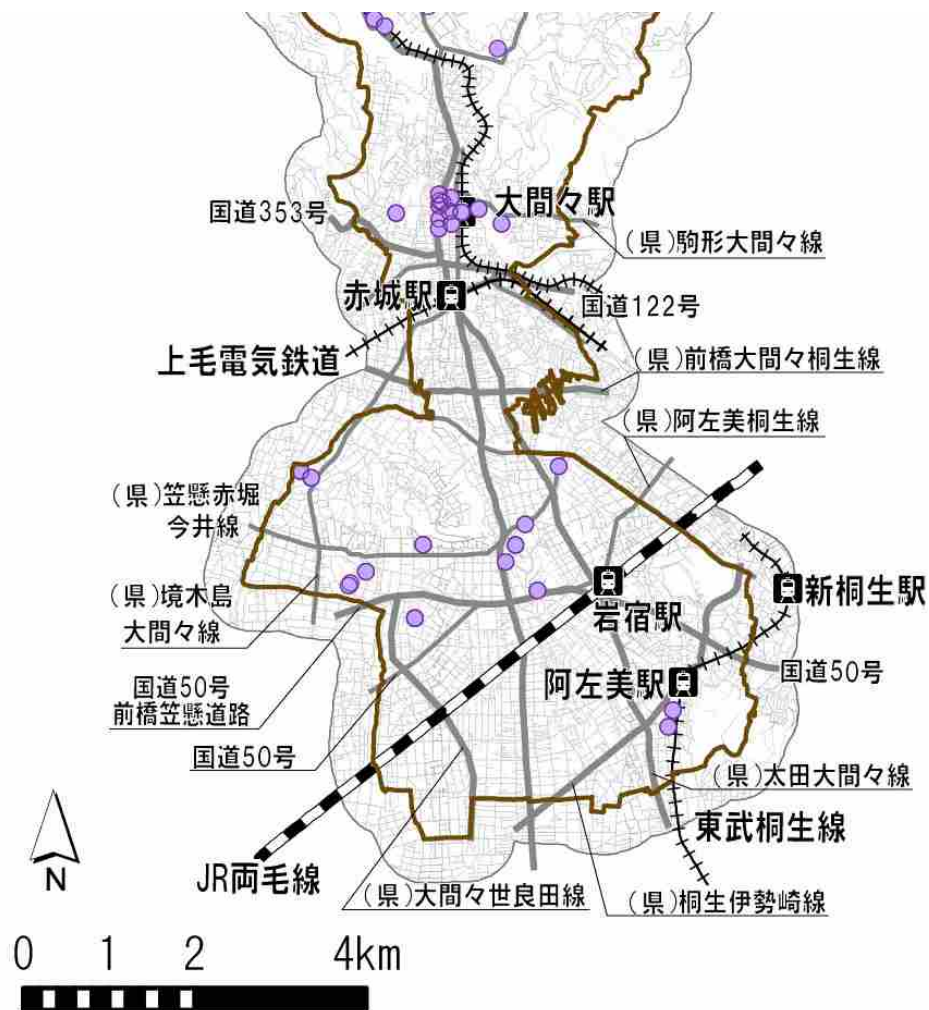


図 3-11 歴史の景〈南側〉(図 1-4 からの抜粋)